

健康食品・無承認無許可医薬品健康被害対応要領について

平成14年10月、健康食品・無承認無許可医薬品による健康被害発生の未然防止のための体制整備及び健康被害発生時の被害拡大防止のための対応手順を定めた「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」を策定

1. 基本的心得

健康被害発生 of 未然防止及び拡大防止のため、食品担当部局と医薬品担当部局の密接な連携による迅速な対応

2. 健康被害発生時の対応

(1) 都道府県等

- 相談受付→聞き取りや成分分析等の調査
- 厚生労働省への報告
- 情報提供等被害拡大防止のための対応

(2) 厚生労働省

- 情報収集・評価
- 健康被害の原因と疑われる食品名等の公表

(製品名等の公表の判断基準)

都道府県等から報告された健康被害について、医師より、当該患者の症状の経過等が明らかにされており、当該製品を摂取したことが原因であると疑われる旨の情報が得られた場合において、予防的観点から、当該製品名(同様な名称の製品が流通している場合には販売者名等を併記)、事例の概要を公表

最近の健康被害報告件数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度※
報告件数 カッコ内は女性数	36(29)	39(25)	15(10)	23(14)
製品数	41	58	17	28
肝機能障害	11	13	2	6
発疹等皮膚症状	6	11	3	3
消化器症状 (下痢、腹痛、嘔吐等)	11	9	7	7

※平成19年度については2月末日現在の速報値